名目国内総生産（季節調整系列）　（単位：10億円）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2008／ 7— 9.	501,403.0	294,430.1	288,180.3	241,465.2	16,817.8	79,942.5	291.8	94,067.6	20,066.3	201.3	−4,414.2	90,583.6	94,997.8	518,515.0	116,826.5
10—12.	494,860.3	289,836.8	283,583.8	236,854.1	17,023.7	73,681.4	3,537.6	94,386.4	20,237.9	196.2	−4,219.6	72,953.7	77,173.3	509,526.5	111,123.0
2009／ 1— 3.	482,127.3	284,720.2	278,465.2	231,767.8	15,800.2	66,900.3	2,021.0	94,622.3	20,435.2	206.3	−2,578.1	54,893.4	57,471.5	495,482.0	103,135.6
4— 6.	481,253.6	285,686.7	279,429.2	232,699.4	14,074.3	63,245.2	967.6	93,464.5	21,740.4	197.8	1,877.1	57,930.0	56,053.0	494,911.8	99,059.9

＊1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
＊年率で表示している。
＊総固定資本形成＝民間住宅＋民間企業設備＋公的固定資本形成

名目国内総生産（季節調整系列）(前期比)　（単位：％）

	国内総生産（支出側）	民間最終消費支出	家計最終消費支出	除く持ち家の帰属家賃	民間住宅	民間企業設備	民間在庫品増加	政府最終消費支出	公的固定資本形成	公的在庫品増加	財貨・サービス 純輸出	財貨・サービス 輸　出	財貨・サービス 輸　入	国民総所得	総固定資本形成
2008／ 7— 9.	−2.2	0.3	0.3	0.4	4.7	−4.5	(−0.5)	0.0	2.5	(−0.0)	(−1.4)	−2.9	5.0	−2.1	−2.1
10—12.	−1.3	−1.6	−1.6	−1.9	1.2	−7.6	(0.6)	0.3	0.9	(−0.0)	(0.0)	−19.5	−18.8	−1.7	−4.9
2009／ 1— 3.	−2.6	−1.8	−1.8	−2.1	−7.2	−9.4	(−0.3)	0.2	1.0	(0.0)	(0.3)	−24.8	−25.5	−2.8	−7.2
4— 6.	−0.2	0.3	0.3	0.4	−10.9	−5.5	(−0.2)	−1.2	6.4	(−0.0)	(0.9)	5.5	−2.5	−0.1	−4.0

＊1980年１－３月期～直近期の原系列に季節調整をかけている。
＊（　）内の数値は寄与度。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第９２号
三重県鳥羽市安楽島町697番地11
債務者　島田　貴之
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
三重県志摩市大王町波切1043番地18
債務者　中井　園代
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第９７号
三重県伊勢市宮後３丁目３番14号
債務者　橋爪　浩史
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第７７７号
埼玉県川口市北原台１丁目12番25号　オークス102号
債務者　酒井　康多
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９２０号
埼玉県幸手市栄４番17—506号、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町大字茨島900番地２　コットンハウス205
債務者　島村　幸子（旧姓杉原）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係